

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成26年10月14日

県北広域振興局長 高 橋 信

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) スーパーマーケットマルイチ久慈店 久慈市門前第6地割11番地1地内ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 株式会社マルイチ
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社マルイチ
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成27年5月27日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,200平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 50台
 - イ 出入口 2か所
- (7) 駐輪場の収容台数 38台
- (8) 荷さばき施設の面積 85平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 10立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 開店時刻 午前9時（ただし、夏期及び年末年始など年間5日は午前6時）
 - イ 閉店時刻 午後9時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時45分から午後9時15分まで（ただし、夏期及び年末年始など年間5日は午前6時から午後9時15分まで）
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後6時まで

2 届出年月日 平成26年9月26日

3 縦覧場所 県北広域振興局経営企画部及び久慈市役所